

平成 19 年 3 月 16 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 執行役員管理本部長 杉原 均
電話番号:03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の和解及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下「UCJ」といいます。)は、平成 18 年 1 月 20 日、同年 8 月 18 日及び平成 19 年 1 月 18 日にお知らせいたしましたとおり、有限会社ティー・ピー・ジー(以下「ティー・ピー・ジー」といいます。)より訴訟を提起されておりましたが、本日付で裁判外により和解が成立いたしました。また、当該和解の条件に、平成 18 年 3 月 17 日にお知らせいたしました UCJ が株式会社龍光に対して提起しておりました訴訟の取下げも含まれております。なお、これに伴い当該和解金額を特別損失に計上することといたしましたので、あわせてお知らせいたします

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 17 年 12 月 27 日付でティー・ピー・ジーは、UCJ に対し、平成 17 年 6 月 28 日付貸付債権等譲渡契約に基づき、代金支払請求の訴え(以下「本件訴訟1」といいます。)を申し立てておりました。

平成 18 年 3 月 17 日付で UCJ は、株式会社龍光に対し、平成 17 年 6 月 1 日付債権譲受コンサルティング契約に基づき、コンサルティング報酬請求の訴え(以下「本件訴訟2」といいます。)を申し立てておりました。

本日、裁判外において、UCJ とティー・ピー・ジーとの間で和解が成立し、当該和解条件に従って、本件訴訟1については、訴えの取下げが完了し、本件訴訟2については、UCJ が東京地方裁判所に対し、訴えの取下げの意思表示を行いました(なお、訴えの取下げが認められるためには、相手方の同意が必要になります。従って、株式会社龍光が当該訴えの取下げに同意したときに、本件訴訟 2 について訴えの取下げが完了します。)

2. 和解の内容

- (1) ティー・ピー・ジーは、本件訴訟 1 について、訴えの取下げの意思表示を行い、UCJ はこれに同意する。
- (2) UCJ は、ティー・ピー・ジーに対し、和解金として金1億円を支払う。
- (3) UCJ は、本件訴訟 2 について、訴えの取下げの意思表示を行う。

3. 特別損失の計上と業績に与える影響等

UCJ は上記和解金1億円を特別損失として計上することとなります。なお、本件訴訟 1 及び 2 に付随して UCJ が提起しております、株式会社ゼクスに対する訴訟(平成 18 年 3 月 17 日付「当社子会社による訴訟の提起に関するお知らせ」をご参照ください。)との兼ね合いもあり、当社業績への影響は現段階では明らかではありません。明確になり次第、速やかにお知らせいたします。

以 上